

税金の軽減など

所得税、市・県民税の所得控除

心身または精神に障害のあるかた等の経済的負担を軽くするため、障害者控除が適用になります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた、またはこれらを持っている配偶者や親族を扶養しているかた等

【内容】

所得控除額(1人につき)

◎特別障害者〔身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたなど〕

所得税40万円、市・県民税30万円

※特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族であって、申告者、申告者の配偶者、申告者と生計を同じくする親族のいずれかと同居を常況としているかた(同居特別障害者)がいる場合には、所得税35万円、市・県民税23万円が所得控除額に加算されます。

◎その他の障害者〔身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級のかたなど〕

所得税27万円、市・県民税26万円

【問合せ】

所得税 四日市税務署 TEL▶059-352-3141

市・県民税 市民税課 TEL▶059-354-8132 FAX▶059-354-8309

市・県民税の非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたは、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市・県民税が非課税となりますので、税金の申告時に、その旨を申し出てください。

利子所得の非課税制度(障害者等のマル優)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかたは、少額預金の利子所得等の非課税制度(元本の合計額350万円まで)を受けることができます。

【問合せ】 各金融機関窓口

相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度

相続等により財産を取得したかたが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているときは、相続税の税額控除を受けることができます。また、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っているかたが特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合は、一定の手続きにより贈与税の非課税制度を受けることができます。

【問合せ】 四日市税務署 TEL▶059-352-3141